

KNC NETWORK NEWS

2017年11月25日 発行

経営一言:「皆さんに元気とハッピーと感動をあげたい」

(世界に翔たく、ダウン症の天才書家 金澤 翔子さん)

一 所長コメント:先日、テレビを見ました。国内での個展又、海外での個展、「涙の般若心経」写経等、大きな書体、延び延びとした文字、見る者に希望と勇気と感動を与えてくれます。すばらしい。



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL:06-6304-7857・FAX:06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事:TPP11、大筋合意。米抜き、自由貿易推進。

環太平洋経済連携協定(TPP)に参加する11カ国は、米国を除く新たな協定を締結することで大筋合意した。米国抜きでTPPの経済規模は当初より大きく縮むものの、アジア太平洋地域で新しい交易の軸となる初のメガ通商協定が誕生する。TPPの規模は名目国内総生産(GDP)で3分の1、人口と貿易総額はおよそ半分に縮小した。それでも11カ国だけで名目GDPの13%、人口の7%、貿易総額の15%をカバーする一大貿易圏だ。

お歳暮費用(交際費)、中小企業の損金8百万円まで

《税務》

取引先へのお歳暮代は原則的に「交際費」として扱われ、税務上は会社の損金にならず、法人所得から差し引くことはできません。しかし、資本金1億円以下の中小企業は、①交際費のうち800万円以内の額、②交際費に含まれる接待飲食費のうち5割以内の額—のどちらか高い金額を損金に算入することが可能です。

なお、取引先などと食事を行った場合に支出する「飲食費」に関して、1人当たりの金額が5千円以下であれば交際費から除外される“5千円きじゅん”というルールもあります。これについて、「お歳暮も飲食物を贈ったという点からこのルールが適用できないか」と考えがちですが、答えはノーです。飲食費は「飲食その他これに類する行為のために要する費用」であり、お歳暮は「飲食」ではなく「贈呈」にあたるため、5千円基準を適用することはできません。あくまでも交際費に該当する以上、5千円以下でも損金不算入となります。こうした交際費は範囲が広く、支出する相手もさまざまであるため、いい加減な処理が行われないか税務当局のチェックが厳しい項目になります。税務職員はまず、証拠書類を検討し、会社業務のために使われているか、私的に使われていないか、支出が会社取引に対してどのような影響を与えているかなど詳細に調査します。また、取引先を接待した際に接待費の援助を受けていないかなど、交際費を支出した相手についても確認されます。接待した日付や場所、相手の名前なども含めて細かく検査するので、お歳暮についても誰に何を贈ったかについて記録を残しておくなどの対策をとっておきたいものです。

社員への夜食、現物支給なら非課税扱い 《税務》

遅くまで残業している社員に夜食を支給している会社もあるでしょう。会社のために頑張っている社員をねぎらう意味もあり、社員にとっては満足度の高い精度であります。この「夜食の支給」への課税関係は注意が必要です。「夜食の支給」にかかった費用は、一般的な金額の範囲内である分には福利厚生費として計上でき、「経済的利益の供与」とならず、課税対象にはなりません。ただし、「食事代」として現金で支給すると話は別になります。経済的利益の供与にはならない夜食とは、あくまで現物支給したものに限られるからで支給したときは、食事代の半分以上を社員が負担し、会社の負担した額が月に3500円以下であれば福利厚生費として計上できる等になります。

また、交代制で夜間勤務を行っている社員への夜食の支給も注意が必要です。この場合、勤務時間は夜間であっても「通常の勤務時間内」になるため、支給した夜食は現物給与として課税されることとなります。

胎児と相続権 《相続》

法定相続人には年齢条件がなく、生後間もない赤ちゃんはもちろん、胎児であっても「既に生まれたものとみなす」と民法第886条で定められ相続権が与えられます。ただし死産になると権利は失われます。つまり、胎児が無事に生まれてくるかどうかによって、誰が相続人になり、その相続分がいくらなのかとも変わるということです。また遺産分割協議書の作成にあたっては、たとえ乳幼児であっても、その子に代わって親が協議書に同意することは許されません。同じ財産を巡って親と子どもの利害が対立する相続もあり、親が自分の有利にする恐れがあるからです。そのため協議書の作成には、「特別代理人選任申立書」を家庭裁判所に申し立てることになります。

相続税の申告については、胎児であるのか、すでに出生しているかで違ってきます。申告期限までに出生していなければ、胎児がないものとしていったん各法定相続人は相続税の計算をして申告し、出生後、生まれた子どもの法定代理人が10カ月以内に申告することになります。その他の法定相続人は、相続税の計算をし直して4ヶ月以内に更正の請求を行います。

一方、申告期限までに胎児が出生していれば、通常通りに相続税の申告を行います。ただし、胎児の申告期限については法定代理人が「胎児が生まれたことを知った日の翌日」から10カ月以内です。なお相続または遺贈に関する相続税の未成年者控除は、満20歳までの年数1年につき10万円となっています。

我が社は何処へ行く 《経営》

会社の社長や商店の店主と面談していて、いつも気になる事があります。あなたの会社や商店は、今後どのような方向(規模・戦略・品揃え等)に行くのですかと問うと、半数以上の方はよく分からないと答えます。これは簡略に言えば、ビジョン(展望)が無いという事です。逆に、事業承継等を機会に、自社の進むべき方向に目覚めて、真剣にビジョンの確立を探る経営者もいます。

例えば、X社(和食レストラン経営)の社長は、後継者の発した「全国どこにもあるような店を経営してもつまらない」という一言に衝撃を受けて改めて自社のビジョンを考え直しました。結果、軌道に乗るまでの資金として売上3カ月分を用意し、客層と食材仕入ルートの見直し、メニュー構成の差別化、接客法と店舗イメージの個性化等を中心にビジョンと経営戦略を構築しました。責任者は後継者が担いました。ビジョン構築による効果は未定ですが、後継者が将来の方向性を認識出来た事は確かです。多くの企業で事業承継が課題になっていますが、その際に最優先すべき事柄は、ビジョンや経営理念の見直し(又はもし不明であれば設定)ではないでしょうか。そのビジョンが経営者・後継者・全社員に共有され、いずれ取引先・顧客等に周知出来れば会社の将来の礎(いしずえ)となるでしょう。